

お客さま 各位

2020年3月23日
株式会社ファミリーネット・ジャパン

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気・ガス料金の特別措置について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対して、経済産業省から電気・ガス料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、下記の通り、特別措置を講ずることをお知らせいたします。

敬具

記

(1) 特別措置の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸与（3月25日受付開始）※」を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

(2) 特別措置の内容

2020年3月・4月・5月の電気・ガス料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を原則として1か月間延長いたします。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」については厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

■参考（経済産業省発表：2020年3月19日）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html>

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
コミュニティでんき・ガスお客様センター
電気：0120-829-416（携帯電話・PHS可）
ガス：0120-829-418（携帯電話・PHS可）
9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）